第４回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

事業報告

■新株予約権等に関する事項

■業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議概要及びその運用状況の概要

連結計算書類

■連結持分変動計算書

■連結注記表

計算書類

■株主資本等変動計算書

■個別注記表

アルヒ株式会社

当社は、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ホームページ（https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

事業報告

1．新株予約権等に関する事項

（1）当連結会計年度の末日において当社役員及び従業員が保有しているストックオプションとしての新株予約権の状況

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数（注1）	発行価額（新株予約権1個当たり）	行使価額（注2）	行使期間
第1回新株予約権	2015/7/22	3,060	普通株式 306,000株	1,100円	500円	2018年3月31日～2025年3月31日
第2回新株予約権	2015/7/22	3,811	普通株式 381,100株	無償	500円	2018年3月31日～2025年3月31日
第3回新株予約権	2016/8/31	2,530	普通株式 253,000株	1,010円	500円	2019年3月31日～2026年3月31日
第4回新株予約権	2016/7/29	1,835	普通株式 183,500株	無償	500円	2019年3月31日～2026年3月31日
第5回新株予約権	2017/6/29	4,490	普通株式 449,000株	1,500円	750円	2020年3月31日～2027年3月31日
第6回新株予約権	2017/6/29	2,745	普通株式 274,500株	無償	750円	2020年3月31日～2027年3月31日
第7回新株予約権	2017/8/31	50	普通株式 5,000株	無償	750円	2020年3月31日～2027年3月31日

注1.2017年10月13日付で行われた1：100の株式分割によって、割当株式数が調整されたため、発行時点での割当株式数から変更が生じているものです。

2.2017年10月13日付で行われた1：100の株式分割によって、行使価額が調整されたため、発行時点での行使価額から変更が生じているものです。

3.新株予約権の行使条件は以下のとおりとなります。

Ⅰ．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

但し、新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

Ⅱ．行使価額の調整

本新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の行使に係る行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額÷分割・併合の比率

さらに、上記の他、本新株予約権発行決議日以降に、当社組織再編に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

Ⅲ．新株予約権の行使条件

(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時点において、当社、旧アルヒ株式会社及びそれらの子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の役員又は従業員であることを要する。但し、会社都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(2)新株予約権者は、割当日から２年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

①１株当たりの金額が行使価額を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

②１株当たりの金額が行使価額を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき

（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

③新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、１年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が行使価額を下回ったとき。

④新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

Ⅳ．新株予約権の譲渡制限等

①新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

②新株予約権の質入等の処分は認めない。

Ⅴ．合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転の際の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」と総称する。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割に係る分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

①交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記（注）１．に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により１株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による１円未満の端数は切り上げる。

組織再編行為後出資金額＝組織再編行為前出資金額×１/割当比率

④新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は上記に定めるところと同様とする。

⑥新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに準じて定める。

⑦新株予約権の取得事由及び条件

・当社は、新株予約権者が当社、旧アルヒ株式会社及びそれらの子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）において、(ⅰ)会社都合による退職をした場合、(ⅱ)定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、(ⅲ)当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、(ⅳ)新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、(ⅴ)新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は(ⅵ)新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

・当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、(ⅰ)懲戒解雇された場合、(ⅱ)取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は(ⅲ)自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

・上記のほか、当社は当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

⑧新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

⑨その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

（２）上記のうち当社取締役及び監査役の保有する未行使の新株予約権の回次別合計

	社内取締役		社内監査役（注２）	
回次	個数	保有者数	個数	保有者数
第１回新株予約権	2,520	2	0	0
第２回新株予約権	480	2	60	1
第３回新株予約権	1,500	2	0	0
第４回新株予約権	0	0	0	0
第５回新株予約権	2,250	2	0	0
第６回新株予約権	0	0	0	0
第７回新株予約権	0	0	0	0

注1.当社は、社外取締役及び監査役に上記新株予約権を付与していません。

2.監査役が保有する新株予約権は、監査役就任前に従業員としての職務執行の対価として交付されたものです。

（３）上記のうち当社従業員の保有する未行使の新株予約権の回次別合計

	従業員	
回次	個数	保有者数
第１回新株予約権	540	4
第２回新株予約権	3,331	56
第３回新株予約権	1,030	11
第４回新株予約権	1,835	69
第５回新株予約権	2,240	16
第６回新株予約権	2,745	101
第７回新株予約権	50	1

（４）当事業年度中に交付した新株予約権の状況

当事業年度中に交付した新株予約権は、上記（１）に記載の第５回新株予約権、第６回新株予約権、第７回新株予約権になります。

付与対象者は当社役員0名、従業員118名であり、交付個数は5,035個であります。

（５）その他新株予約権に関する重要な事項

該当する事項はございません。

２．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議概要及びその運用状況の概要

2016年４月27日に決議した以下の内部統制システムに係る体制（2016年５月１日一部改訂施行）を維持・徹底してまいります。

１）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ａ．当社は、文書保存管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的記録（以下「文書等」といいます。）に記載又は記録して保存し、管理するものとします。

ｂ．文書等は、取締役又は監査役が常時閲覧できるものとします。

２）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるＥＲＭ基本規程に従い、グループ全体の統合的なリスク管理を行います。

ｂ．当社は、危機リスクが顕在化した場合には、危機管理規程に従い、ＥＲＭ担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該リスクに関する情報が適時且つ適切にＥＲＭ担当役員及び必要な役職員に共有される体制を整備し、当該リスクに対処するものとします。

３）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．当社は、取締役会の決議により取締役の管掌体制を定め、取締役間の職務分担を明確にするとともに、業務執行の責任体制を明確にするものとします。

ｂ．当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとします。

ｃ．当社は、原則として毎月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行うとともに、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底します。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとします。

ｄ．当社は、執行役員制度を導入することにより、取締役会による意思決定に基づき適切且つ迅速な業務執行を可能とすることにより、業務執行機能の効率性を確保するものとします。

４）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを代表取締役をして全役職員に徹底させるものとします。

ｂ．当社は、取締役会規程に基づき原則として毎月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとします。

ｃ．当社は、取締役会において、法令及び定款の規定に基づき取締役会の決議が必要な事項並びに業務執行及び経営に係る重要事項を、適時に審議・決定するものとします。

ｄ．当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、その管轄部門としてコンプライアンス部門を設置し、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせるものとします。また、取締役会の決議により内部監査部門を設置し、内部監査部門が必要に応じて外部専門家の協力を得て、取締役及び使用人による職務の執行を監査し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとし、内部監査部門は、内部監査の結果について、６ヶ月に一度、代表取締役を通じて取締役会に報告するほか、監査役の求めに応じて報告するものとします。

ｅ．当社は、取締役及び使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査部門又は外部弁護士に直接通報を行うための体制を整備するものとします。

f．当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、コンプライアンス部門を中心として適宜必要な調査を行い、反社会的勢力には警察等関連機関と連携し毅然とした対応をとるものとします。

5）当社並びに関係会社からなる企業集団おける業務の適正を確保するための体制

ａ．当社は、当社及び関係会社のコンプライアンス上の課題・問題の把握・改善策の審議・検討及び業務の適正の確保のため、代表取締役、コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス部門の部門長等により構成されるコンプライアンス委員会を設置するものとし、少なくとも四半期に一度当該委員会を開催のうえ、当社のコンプライアンス上の課題・問題の改善に向けた審議、検討を行うものとします。

ｂ．当社の取締役は、重大な法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、適宜、外部弁護士その他の専門家に対する相談を行うものとします。

c.　当社の関係会社は、当社の関係会社を統括するための規程類を遵守するものとします。

d.　当社の関係会社は、内部統制推進責任者を置くと共に、当方針に準じた適切な内部統制基本方針と体制を整備して、これを運用するものとします。

e.　当社の総務部門は、関係会社の内部統制推進責任者に対して、必要に応じて助言・指導を行うものとし、関係会社は、これら助言・指導を受けて関係会社が必要とする内部統制の水準に適合した内部統制の整備と運用が行われるよう努めるものとします。

f.当社の関係会社は、内部監査部門を設置し、内部監査規程を遵守して内部監査を適切に実施するものとし、当社の内部監査部門に結果等を適時適切に報告し、監督を受けるよう努めるものとします。

6）当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ａ．当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役の意見を尊重するものとします。

ｂ．監査業務に必要な命令を受けた監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務の遂行に関して取締役からの指揮命令を受けないものとします。

7）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ａ．取締役及び使用人は、下記に掲げる事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告するものとします。

ⅰ．会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項

ⅱ．経営に関する重要な事項

ⅲ．内部監査に関連する重要な事項

ⅳ．重大な法令・定款違反

ⅴ．その他取締役が重要と判断する事項

ｂ．取締役及び使用人は、監査役より前項第ⅰ号乃至第ⅴ号の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとします。

ｃ．当社は、取締役及び使用人が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を監査役に対して直接報告するための体制を整備するものとします。

ｄ．取締役及び使用人は、各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した内部通報制度の通報状況及びその内容、その他事項について報告、情報提供を行うものとします。

8）当社の監査役への報告をした者が上記7）に関する報告を行ったことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前条の報告をした者が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けることを禁止するとともに、不利な取り扱いを受けるようなことがないよう規程を整備し、全役職員に周知徹底します。関係会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者による報告の場合についても、当社における関係会社管理の体制構築を通じて、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備するものとします。

9）当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の請求を行ったときは、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとし、当該費用が適時適切に処理されるよう経理体制を整備するものとします。

10）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．当社は、代表取締役をして監査役と定期的に会合を持たせ、経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、必要に応じて、監査役、内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとします。

ｂ．当社は、監査役から前項の会合の開催の要求があったときは、速やかにこれを開催するものとします。

連結計算書類

連結持分変動計算書（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分					資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	合計	
2017年４月１日残高	3,471	15,051	△1,442	3,579	20,659	20,659
当期利益	-	-	-	4,769	4,769	4,769
当期包括利益合計	-	-	-	4,769	4,769	4,769
自己株式の取得	-	△2	△614	-	△617	△617
自己株式の処分	-	39	483	-	522	522
自己株式の消却	-	△959	959	-	-	-
配当金	-	△3,999	-	-	△3,999	△3,999
新株予約権	-	8	-	-	8	8
所有者との取引額合計	-	△4,914	828	-	△4,085	△4,085
2018年３月31日残高	3,471	10,137	△614	8,349	21,343	21,343

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てして表示しております。

連結注記表

Ⅰ　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結計算書類の作成基準

当社及び子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2017年７月１日に当社は子会社であった旧アルヒ株式会社を吸収合併し、同日にアルヒ株式会社に商号変更しております。

従来、CJP CSM Holdings,L.P.が当社の最終的な親会社でありましたが、当社が2017年12月14日に東京証券取引所へ上場する際に、同社が保有する当社株式を売出したことによって当社に対する支配を喪失したことで、当社の最終的な親会社に該当しなくなっております。

2．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　1社

主要な連結子会社の名称　アルヒマーケティング株式会社

当連結会計年度において、アルヒマーケティング株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

3．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4．会計方針に関する事項

⑴　金融資産の評価基準及び評価方法

(a)　認識

金融資産は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しております。

金融資産は当初認識時において公正価値で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下、FVTPLの金融資産）を除き、金融資産の取得に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算しております。FVTPLの金融資産の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しております。

(b)　分類

金融資産はその性質と保有目的により 1）FVTPLの金融資産、2）満期保有目的投資、3）貸付金及び債権に分類しております。

1）　FVTPLの金融資産

金融資産のうち売買目的で保有しているものについては、公正価値で当初測定し、その変動を純損益として認識しております。当初認識時の取引費用は発生時に純損益として認識しております。また、金融資産からの利息及び配当金については、純損益として認識しております。

2）　満期保有目的投資

支払額が固定又は決定可能であり、かつ、満期日が確定しているデリバティブ以外の金融資産のうち、満期まで保有する明確な意図と能力を有するものは満期保有目的投資に分類しております。当初認識後、満期保有目的投資は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

3）　貸付金及び債権

支払額が固定又は決定可能なデリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格がないものは貸付金及び債権に分類しております。当初認識後、貸付金及び債権は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的に全て移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

(d) 金融資産の減損

FVTPLの金融資産以外の金融資産は、当初認識後に発生した損失事象の結果として減損の客観的証拠があり、かつ、その損失事象がその金融資産の見積予想キャッシュ・フローに対して信頼性をもって見積もられるマイナスの影響を有している場合に減損損失を認識しております。売却可能金融資産に分類された資本性金融商品については、著しく又は長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、減損の客観的な証拠があると判断しております。

当社グループは減損の客観的な証拠が存在するかについての判定を毎期末日に行っております。

当社グループは満期保有目的投資、貸付金及び債権の減損を認識する場合は、減損を金融資産の帳簿価額から直接減額しております。

満期保有目的投資、貸付金及び債権の減損損失は、帳簿価額と当該金融資産の当初認識時の実効金利で割り引いた将来キャッシュ・フローの見積りの現在価値との差額として測定し、純損益で認識しております。減損を認識した資産に対する利息収益は、時の経過に伴う割引額の戻入れを通じて引き続き認識しております。また、売却可能金融資産の減損損失は帳簿価額と公正価値との差額として測定し、純損益で認識しております。

満期保有目的投資、貸付金及び債権について減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益で戻入れております。売却可能資本性金融資産については、減損損失の戻入れは行いません。

⑵ リース（借手）

リース資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てが実質的に移転するリース契約は、ファイナンス・リースとして分類しております。リース資産は、公正価値と最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い額で当初認識され、当初認識後は当該資産に適用される会計方針に基づいて処理しております。

⑶ 有形固定資産

(a) 認識及び測定

有形固定資産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には資産の取得に直接付随する費用及び資産除去債務の当初見積額が含まれます。有形固定資産の処分損益は、処分により受け取る金額と有形固定資産の帳簿価額とを比較し、純額で純損益として認識しております。

(b) 減価償却費

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

有形固定資産の主な見積耐用年数は次のとおりであります。

資産の種類	見積耐用年数	減価償却方法
建物附属設備	10年	定額法
工具器具及び備品	５～８年	定額法
リース資産	２～６年	定額法

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

⑷ のれん及び無形資産

(a) 認識及び測定

子会社の取得の企業結合により生じたのれんは連結財政状態計算書上、のれんに計上しております。当社グループは、移転された対価と取得日時点で測定した被取得企業の非支配持分の金額の合計から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額としてのれんを測定しております。

無形資産は、有限の耐用年数が付されたものについては、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。また、耐用年数を確定できないものについては、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。

(b) その他の無形資産（個別に取得した無形資産）

当社グループが取得したその他の無形資産は、有限の耐用年数が付されたものについては、取得価額から償却累計額を控除して測定しております。

(c) 償却

無形資産の償却は、有限の耐用年数が付されたものについては、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

無形資産の主な見積耐用年数は次のとおりであります。

資産の種類	見積耐用年数	償却方法
ソフトウエア	５年	定額法
リース資産（注１）	５年	定額法
回収サービス資産	28年	（注２）

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

（注１）リース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、ソフトウエアの一部について、セール・アンド・リースバック取引により、リース資産に振替計上し、これについては、従来からの償却方法を継続適用しております。

（注２）回収サービス資産については回収予定期間における回収見込額に応じて償却しております。

⑸ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産については、毎期末日に減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積もっております。のれん及び耐用年数を確定できない又はまだ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積もっております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いております。

減損損失は、資産又は資金生成単位内の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずはその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

⑹ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積り可能である法的債務又は推定的債務を現在の債務として負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を使用し、現在価値に割り引いております。

⑺ 従業員給付

当社グループでは、確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

⑻ 収益の計上基準

当社グループは、収益を信頼性をもって測定することができ、将来の経済的便益が流入される可能性が高く、以下に記載の当社グループの活動別の認識要件を満たしている場合に収益を認識しております。

1） オリジネーション・フィー売上

当社グループの住宅ローン事業では、住宅ローン商品の融資実行に係る事務手数料等を貸付実行日、即ち、当該ローンの当初認識時に認識しております。

2） サービシング・フィー売上

当社グループの住宅ローン事業では、債権管理回収に係るサービシング・フィー等を役務の提供完了日に認識しております。

3） 貸付債権流動化関連収益

金融資産の消滅に伴って、もはや認識しない部分に配分された帳簿価額とその対価との差額を、譲渡時に貸付債権流動化関連収益として認識しております。

4） 受取利息

受取利息は時間の経過によって実効金利法で認識しております。債権の減損が発生する場合、当社グループは債権金額の帳簿価額を回収可能額（見積将来キャッシュ・フローを金融資産の当初の実効金利で割り引いた金額）まで減損し、時間の経過によって増加する部分は受取利息として認識しております。

5） 受取配当金

受取配当金は配当金を受ける権利が確定した時点で認識しております。

⑼ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5．会計方針の変更に関する事項

当社グループは、当連結会計年度より強制適用となった基準書を適用しております。その概要は次のとおりです。これらについて、当社グループの連結計算書類に与える重要な影響はありません。

基準書	概要
IAS第7号　キャッシュ・フロー計算書	財務活動に係る負債の変動の開示の改定
IAS第12号　法人所得税	未実現損失に関する繰延税金資産の認識の改定

Ⅱ　連結財政状態計算書に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴　担保に供している資産

現金及び現金同等物	437百万円
営業貸付金	26,376百万円
預け金	4,283百万円
未収入金	98百万円
その他の金融資産	124百万円
計	31,320百万円

⑵　担保に係る債務

借入債務	18,000百万円
預り金	400百万円
計	18,400百万円

2．資産から直接控除した貸倒引当金

営業貸付金	238百万円

3．有形固定資産の減価償却累計額　163百万円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

4．コミットメントライン契約

コミットメントライン契約の総額	20,000百万円
借入実行残高	18,000百万円
借入未実行残高	2,000百万円

5．極度借入契約

当座借越極度額	12,500百万円
借入実行残高	9,100百万円
借入未実行残高	3,400百万円

Ⅲ　連結損益計算書に関する注記

1．減損損失

ソフトウエアの一部について、ロボット技術を用いた業務の自動化等への取り組みによる経営環境の変化に伴い今後の使用見込みがなくなったため、当該資産を独立した資金生成単位として帳簿価額を回収可能価額まで減額した結果、減損損失129百万円を営業費用のその他の費用に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、その価値を零としております。

2．その他の費用の内訳

上場関連費用	338百万円
支払利息	237百万円
その他	3百万円
計	578百万円

Ⅳ　連結持分変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
　普通株式　36,080,600株

2．配当に関する事項

⑴　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年９月22日取締役会	普通株式	3,999	113.40	2017年９月29日	2017年９月29日
合計		3,999			

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結計算年度となるもの

2018年６月27日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定です。

①配当金の総額　　784百万円
②１株当たり配当額　22.00円
③基準日　　2018年３月31日
④効力発生日　2018年６月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

3．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数
　普通株式　534,660株

Ⅴ　金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは長期的かつ安定的な収益確保の観点から、金融リスク管理の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を構築・運営しております。当社グループは信用リスク、流動性リスク、市場リスク等のリスクにさらされております。

当社グループはこれらのリスクに対処するため、リスク管理担当役員及びリスク管理部門を設置・運用しており、明文化されたリスク管理規程等の定めに基づき、各種リスク管理手続を実施しております。特に、リスク管理の必要性が高い項目については、リスクマネジメント委員会を適宜開催し、組織的なリスクの検証、対応策の検討を行った上で、取締役会にて承認を得る手続を実施しております。

⑴　信用リスク

(a) 信用リスクの概要

当社グループの信用リスクとは、「融資先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当社グループが損失を被るリスク」と定義しております。

信用リスクの主な管理対象は、当社グループの住宅ローン事業の融資業務により生じる住宅ローン債権であります。住宅ローン事業の主力商品である「フラット３５」については、融資実行と同時に住宅金融支援機構へと債権が譲渡されるため、通常信用リスクは発生致しません。その他の住宅ローン債権についても、原則として流動化・証券化の手法を用いて信用リスクの分離・軽減が施されており、一部の商品については、住宅金融支援機構による債務保証を受けることで信用補完を行っております。これらの住宅ローン債権は主に低金利かつ担保を付した比較的安全な債権であり、さらに融資対象者を全国の個人顧客とすることでリスク分散が図られております。

(b) 信用リスクに対する最大エクスポージャーの程度

当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは連結財政状態計算書に表示される金融資産の帳簿価額であります。

(c) 担保とその他信用補完を評価・管理する政策と手続

当社グループの保有する担保は、主力商品である住宅ローンの物的担保となる抵当権であり、当該抵当権の対象不動産の評価は社内及び証券化契約において設定した審査基準に基づいて行っております。担保提供

者は主に住宅ローン債務者及び連帯保証人（以下、債務者等）であり、当該債務者等の属性についても上記審査基準を用いて適切な対象者であることを審査しております。当該抵当権は、一部の債権を除き、原則として第一順位の抵当権が設定されているため、債務者が債務不履行を起こした場合、目的物から優先的に弁済を受け取ることができます。

(d) 信用リスクの集中

1） 国家別信用リスクの集中

当社グループの営業活動が日本国内でのみ行われているため、信用リスクを有している金融資産の国家別信用リスクは、全額日本に対する信用リスクであります。

2） 格付け等級別の信用リスクの集中

当社グループは顧客に対して内部規定に従って信用度及び住宅の担保価値を評価して取引しており、各顧客に対する内部的な格付けを付与しないため、格付け等級別の記載は省略しております。

(e) 信用健全性

当社グループは、延滞・減損されない金融資産に対しては住宅を担保として取引をすることによって信用管理をしております。また、金融資産の大部分を銀行に差し入れており、別途、格付け評価を通じた信用リスク管理は実施しておりません。

⑵ 流動性リスク

当社グループは流動性リスク管理の主管部署として財務部を設置し、財務部は当社グループの主力商品である住宅ローン及び当該住宅ローンの前提となるつなぎ融資に必要な融資実行資金を確保するため、金融機関からの銀行借入枠の設定や資金調達を目的とした流動化・証券化のスキームの組成を行っております。財務部は予測したキャッシュ・フローと実際のキャッシュ・フローを観察し、適切な時期に銀行借入及び債権流動化を行うことで流動性リスクを管理しております。

流動性リスクの概要

1） 流動性リスクの定義

当社グループの流動性リスクとは、「当社グループの財務内容の悪化等により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク」と定義しております。

2） 流動性リスクの発生要因

当社グループの住宅ローン事業では、住宅ローンの融資実行が日々行われるため、日々資金調達が生じる一方、融資実行によって生じた貸付債権を住宅金融支援機構に譲渡した際の譲渡代金の入金日が毎月一定日に定められているため、資金調達日と入金日の相違が流動性リスクの発生要因となります。

3） 日次ベースでの流動性リスク管理及び対処方法

当社グループは、財務部において必要な資金データの収集を行い、３営業日先までの資金需要を予測し、手元流動性の減少が予想される場合には、取引先から借入等を行うことで手元流動性を維持しております。

4） 中長期での流動性リスク管理及び対処方法

当社グループは、中長期事業計画を定期的に検討することで、将来の流動性リスクの分析を行うとともに、定期的にリスクマネジメント委員会を開催しております。

5） 取引金融機関との契約

当社グループは、流動性リスクの軽減を目的として、金融機関との間でコミットメントライン契約、タームローン契約、当座貸越契約並びに債権流動化契約等の流動性を補完するための契約を締結しておりますが、それらの契約には、財務制限条項が付されております。

⑶ 市場リスク

当社グループの市場リスクとは、「金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク」と定義しております。

当社グループの市場リスクの主な管理対象は貸付債権及び劣後受益権でありますが、これらの金融資産のほとんどは流動化・証券化された長期固定金利の住宅ローン債権及びそれに裏付けられた劣後受益権であります。この場合、貸付先である顧客から回収する利息と資金調達先に当たる投資家へ支払う配当は共に固定金利であり、金利のミスマッチによる市場リスクは限定されております。一方で、当社グループが保有する流動化・証券化されていない一部の住宅ローン債権については、市場金利の急激な変動により金融機関からの調達金利が大きく上昇した場合には、損失を被る可能性があります。

2．金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における帳簿価額及び公正価値は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
売上債権	575	575
営業貸付金	33,550	33,965
預け金	5,033	5,165
未収入金	99	99
その他の金融資産	613	684
合計	39,872	40,490
金融負債		
預り金	8,944	8,944
リース債務	1,406	1,408
借入債務	50,170	50,206
その他の金融負債	553	553
合計	61,074	61,112

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（売上債権、未収入金、預り金及びその他の金融負債）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（営業貸付金）

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。

（預け金）

将来の返還期限を合理的に見積もり、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。

（その他の金融資産）

満期又は決済までの期間が短期のものは、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。満期又は決済までの期間が長期のものは、将来の返還期限を合理的に見積もり、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法、若しくはファンドごと及び一定の期間ごとに区分し、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法等により、公正価値を見積もっております。

（リース債務及び借入債務）

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、また、グループ企業の信用状態に大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の借入等において想定される利率で割り引いて公正価値を見積もっております。なお、短期間で決済されるリース債務及び借入債務については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

Ⅵ　１株当たり情報に関する注記

１株当たり親会社の所有者に帰属する持分　：　598円52銭
基本的１株当たり当期利益　：　134円18銭

当社は、2017年10月13日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり親会社の所有者に帰属する持分及び基本的１株当たり当期利益を算定しております。

Ⅶ　その他の注記

１．繰延税金資産の認識

「Ⅰ　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」に記載のとおり、当社は子会社であった旧アルヒ株式会社を2017年７月１日に吸収合併しました。当社の税務上の繰越欠損金に対して、前連結会計年度末においては繰延税金資産を認識しておりませんでしたが、当該合併に関連し、当連結会計年度において、将来その控除対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で1,240百万円の繰延税金資産を認識しました。

２．借入金のリファイナンス

当社は借入条件の一部変更などを目的として、既存の借入金を期限前弁済するとともに、2017年11月21日に株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェント、株式会社三井住友銀行をコ・アレンジャーとする金銭消費貸借契約書（以下、タームローン契約）を締結しております。主な契約内容は、以下のとおりです。

⑴　契約の相手先
契約の締結先は株式会社みずほ銀行ほか６社となります。

⑵　借入総額
タームローンA：14,550百万円
タームローンB：　5,663百万円

⑶　金利
TIBOR（東京銀行間取引金利）＋スプレッド
スプレッドはタームローン契約において予め定められた料率とされております。

⑷　返済期限
タームローンA：2025年２月28日を最終回とする分割返済
タームローンB：2025年２月28日を最終回とする分割返済

⑸　主な借入人の義務
(a) タームローン契約において許容される場合を除き、担保提供又は保証提供を行わないこと。
(b) タームローン契約において許容される場合を除き、合併等の組織再編行為、事業・資産の一部又は全部の譲渡・譲受等を行わないこと。
(c) タームローン契約において許容される場合を除き、主たる事業の内容を変更しないこと。
(d) 以下の財務制限条項を遵守すること。
1)　2018年３月期以降の各決算期末及び第２四半期末の連結純資産の金額を、2017年３月期末の連結純資産の金額の75％及び直前の決算期末又は第２四半期末の連結純資産の金額の75％のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
2)　2018年３月期以降の連結営業損益（営業収益から営業費用の金額を控除したもの）が２期連続で損失とならないようにすること。

計算書類

株主資本等変動計算書（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								株式新予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2017年４月１日残高	6,000	1,510	10,905	12,415	△4,084	△4,084	△1,442	12,888	131	13,020
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	-	-	△3,999	△3,999	-	-	-	△3,999	-	△3,999
当期純利益	-	-	-	-	7,375	7,375	-	7,375	-	7,375
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△614	△614	-	△614
自己株式の処分	-	-	165	165	-	-	483	648	△125	522
自己株式の消却	-	-	△959	△959	-	-	959	-	-	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	105	105
事業年度中の変動額合計	-	-	△4,794	△4,794	7,375	7,375	828	3,409	△20	3,389
2018年３月31日残高	6,000	1,510	6,111	7,621	3,290	3,290	△614	16,298	111	16,409

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てして表示しております。

個別注記表

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式：移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　10年

器具備品　　５～８年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間20年の定額法によっております。

また、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を個別に設定する定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

４．収益の計上基準

住宅金融支援機構の住宅ローン商品の取次ぎに係る手数料等については貸付実行日、即ち、役務の提供完了日に認識しております。

５．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

Ⅱ　貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴　担保に供している資産

現金及び預金	437百万円
営業貸付金	26,376百万円
預託金受益権	4,283百万円
未収入金	98百万円
差入保証金	124百万円
計	31,320百万円

⑵　担保に係る債務

短期借入金	18,000百万円
預り金	400百万円
計	18,400百万円

2．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	160百万円

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	8百万円
短期金銭債務	31百万円
長期金銭債務	8百万円

4．コミットメントライン契約

コミットメントライン契約の総額	20,000百万円
借入実行残高	18,000百万円
借入未実行残高	2,000百万円

5．極度借入契約

当座借越極度額	12,500百万円
借入実行残高	9,100百万円
借入未実行残高	3,400百万円

Ⅲ　損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	2百万円
販売費及び一般管理費	225百万円

2．減損損失

ソフトウエアの一部について、ロボット技術を用いた業務の自動化等への取り組みによる経営環境の変化に伴い今後の使用見込みがなくなったため、当該資産を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として帳簿価額を回収可能価額まで減額した結果、減損損失129百万円を特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、その価値を零としております。

Ⅳ　株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式　420,036株

Ⅴ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（流動資産の部）

繰延税金資産	
未払事業税	33百万円
未払費用	43百万円
未払賞与	21百万円
貸倒引当金	339百万円
未収収益否認額	346百万円
繰越欠損金	544百万円
その他	3百万円
小計	1,333百万円
評価性引当額	－
繰延税金資産（流動）合計	1,333百万円

（固定資産の部）

繰延税金資産	
減損損失	39百万円
資産除去債務	7百万円
その他	1百万円
小計	48百万円
評価性引当額	－
繰延税金資産（固定）合計	48百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	3百万円
繰延税金負債合計	3百万円
繰延税金資産（固定）の純額	45百万円

Ⅵ　企業結合に関する注記

⑴　取引の概要

(a) 結合当事企業の名称及び事業の内容等

旧アルヒ株式会社

住宅ローンの貸出・取次業務、保険代理店業務、銀行代理業務

(b) 企業結合日

2017年７月１日

(c) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、旧アルヒ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(d) 結合後企業の名称

吸収合併後に、当社はアルヒ株式会社へ商号変更

(e) その他取引の概要に関する事項

上場に向けた意思決定のスピードアップと事務の合理化及び内部統制強化を目的とするもの

⑵　実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2013年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2013年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

Ⅶ　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　：　　454円80銭

１株当たり当期純利益　　：　　207円47銭

当社は、2017年10月13日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

Ⅷ重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。